

令和5年度 幸手市歳末福祉・慰問事業のお知らせ

毎年、歳末たすけあい募金運動を実施し、市民の皆様から、たくさんの温かい善意をお寄せいただいております。

この善意を市内に居住する経済的に困難なご世帯の方々にお贈りいたします。対象者及び申請方法等は、次のとおりとなりますので、援護金(品)を希望される方は、

10月2日(月)から10月31日(火)までに申請書の提出をお願いいたします。

《援護金》

対象者について

次の基準の全てに該当する世帯で支援を必要とする世帯を対象とします。
なお、生活保護世帯や施設入所が決定している方は、対象となりません。

- 1 市内在住で在宅で生活をしている
- 2 世帯全員の方に住民税が課税されていないこと
- 3 世帯収入が定められた最低生活費以内であること

《援護金のほかに》

上記の対象世帯のうち、次の①から③に該当する世帯にそれぞれ慰問品をお贈りします。

- ① 令和6年4月2日現在、18歳以下の子がいる**ひとり親世帯**および**里親・里子世帯**の方へ慰問品として、図書カードをお贈りいたします。
- ② 小学校・中学校・高等学校に令和6年4月入学を迎える子がいる**ひとり親世帯**および**里親・里子世帯**の方へ慰問品として、入学祝金をお贈りいたします。
- ③ **高齢者のみの世帯**(65歳以上の高齢者)へ、大掃除サービス(照明器具・窓ガラス・網戸等の清掃)をいたします。

「図書カード」「入学祝金」「大掃除サービス」を希望される方についてはお申し出ください。

申込方法について

- 1 申請用紙は、社会福祉協議会事務局または担当民生委員からお受け取りください。
- 2 次の①から③の書類を**10月31日(火)までに**、社会福祉協議会事務局または担当民生委員まで提出をお願いいたします。

なお、次の②・③については、社会福祉協議会が調査の資料とするため、本人に代わり「住民票」と「住民税決定証明書」を取得させていただくことから必要となります。

- ① 「歳末援護金(品)申請書」(必要事項を記入)
- ② 住民票を取得するための「代理人選任届」1通
- ③ 住民税決定証明書を取得するための「代理人選任届」1通
*収入のある方にそれぞれ署名していただきます。

【変更について】

申請内容について、申請後に変更が生じた場合は、社会福祉協議会事務局または担当民生委員までご連絡ください。

◎援護金(品)については、歳末たすけあい配分委員会で対象者の決定を行います。

対象となられた世帯には、12月中に援護金(品)をお贈りいたします。

なお、援護金額につきましては、歳末たすけあい配分委員会で決定いたします。

◎申告がお済みでないと「住民税決定証明書」は発行されない場合がございますので、ご注意願います。

◎取得した個人情報、申請書類の内容調査を目的とすることでのみ取り扱い、それ以外では使用いたしません。

